

事務連絡
平成28年2月29日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービス等の報酬に係る算定について

本県の障害福祉行政の推進については、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成27年12月に本県にて実施されました会計検査院による会計実地検査において、以下の2点について不適切な報酬算定の実態が見受けられました。特に、定員超過利用減算については、平成26年7月1日付事務連絡(別添参照)にて具体的な取扱いに関する周知をしたところですが、今回いくつかの事業者において同様の指摘を受けたものです。

各事業者におかれては、報酬告示及び留意事項通知に基づいた適正な報酬算定に努めるとともに、定期的な内部チェック等により、介護給付費等の過大算定の未然防止を徹底していただきますよう改めてお願いします。

記

1 定員超過利用減算について

日中活動サービスにおいて、直近の過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1か月間について利用者全員につき減算を行うこととなっていますが、減算することなく過大に給付費算定を行っていた事業者があったものです。

例) 利用定員20人、1か月の開所日数が22日の場合

$20 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{か月} = 1,320 \text{人}$

$1,320 \text{人} \times 1.25 = 1,650 \text{人}$ (受入れ可能延べ利用者数)

3か月の総延べ利用者数が1,650人を超える場合に減算となります(例:6月から8月の利用実績で定員超過した場合には、9月分が減算対象となります)。

多機能の場合は、サービスごとに算出します。

特に定員を増加する場合、定員増加前に定員超過していないか注意が必要。

定員超過利用減算はあくまで適正なサービス提供を確保するための措置であり、過剰な定員超過利用が続く場合は定員増加を検討するなど、実態に応じた対応をお願いします。

なお、別添エクセルファイル「定員超過判定表」は、利用定員や日ごとの利用者数、月の開所日数などを入力すると自動的に定員超過減算対象月が判定されるようになっております。本判定表を活用するなどして定期的なチェックを行っていただきますようお願いします。

2 人員配置体制加算について

本加算は、利用者の総数や障害支援区分に応じて常勤換算方法により手厚い人員配置体制をとっている場合に算定できることとなっておりますが、いくつかの事業者において、必要な配置要件を満たしていないにもかかわらず加算を付して給付費算定を行っていた期間があったものです。

特に、従業員の急な退職や長期休暇等が発生した場合は加算の要件を満たしているか必ず確認を行ってください。

上記2項目に限らず、各種加算等において、自主点検等の結果、返還を要するものについては、関係市町村及び国民健康保険団体連合会と協議のうえ、速やかに過誤調整を行ってください。

長崎県障害福祉課 担当：八ツ尾、神坂、中里 TEL:095-895-2455 FAX:095-823-5082
--

別添

事務連絡
平成26年7月1日

障害福祉サービス事業等運営法人代表者様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービスの報酬に係る算定について

本県の障害福祉行政の推進について、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年度実施されました会計検査院の实地検査及び本県の実地指導において、以下の項目に関する不適切な報酬算定の実態が見受けられました。

つきましては、報酬告示と留意事項通知に基づいた適正な報酬算定に努めていただくとともに、各事業所に周知を図っていただくようお願いいたします。

記

1 定員超過減算について

日中活動サービスにおいて、直近の過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1か月間について利用者全員につき減算を行うこととなっています。

例) 利用定員20人、1か月の開所日数が22日の場合

$20 \text{人} \times 22 \text{日} \times 3 \text{か月} = 1,320 \text{人}$

$1,320 \text{人} \times 1.25 = 1,650 \text{人}$ (受入れ可能延べ利用者数)

3か月の総延べ利用者数が1,650人を超える場合に減算となります(例:6月から8月の利用実績で定員超過した場合には、9月分が減算対象となります)。

多機能の場合は、サービスごとに算出します。

特に定員を増加する場合、定員増加前に定員超過していないか注意が必要。

2 欠席時対応加算について

利用者があらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定できることとなっています。

つまり、記録がない場合はもちろん、「欠席」とだけしか記録がない場合は算定できません。

具体的な相談援助の例（相談援助を実施のうえ記録すべき最低限のもの）は以下のとおりですが、日時、対応した職員の氏名、相手先の氏名は必ず記録してください。

具体的な相談援助の例（相談援助を実施のうえ記録すべき最低限のものとする）

- ・ 利用者又は家族に対して、次回のサービス利用を促す。
- ・ 医療機関への受診を促す（又は医療機関への受診を確認する）。
- ・ 服薬の徹底など、家族に対する利用者への具体的なケアなどに関する助言を行う。
- ・ 欠席理由を具体的に確認する。

なお、本通知後、以上のような相談援助の記録がなく当該加算を算定している場合は、返還を求めることとしているため、ご承知おきください。

担当

長崎県福祉保健部

障害福祉課自立支援班 山口

TEL:095-895-2455

FAX:095-823-5082